

## 横浜市と東京ガスがメタネーションの実証試験に向けた連携協定を締結

### ～鶴見区末広地区を脱炭素のモデル地区に～

横浜市は、東京ガス株式会社と連携協定を締結し、鶴見区末広町の東京ガス横浜テクノステーションにおいて行うメタネーションの実証試験に対し、隣接する本市下水道センター及びごみ焼却工場からバイオマス由来の資源（CO<sub>2</sub>等）を供給し、脱炭素化に資する技術開発を支援します。メタネーションとは、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）と水素（H<sub>2</sub>）の反応により、都市ガスの主成分となるメタン（CH<sub>4</sub>）を生成する技術です。

将来的にはCO<sub>2</sub>をリサイクルして都市ガスを作ることで、新たなCO<sub>2</sub>を発生させないことを目指します。

鶴見区末広地区には、様々な生産機能や研究開発拠点が集積しており、メタネーションで生成されるカーボンニュートラルメタンの利活用や、水素の地産地消モデルを構築することで、臨海部における地域連携型の脱炭素のモデル地区形成を目指します。

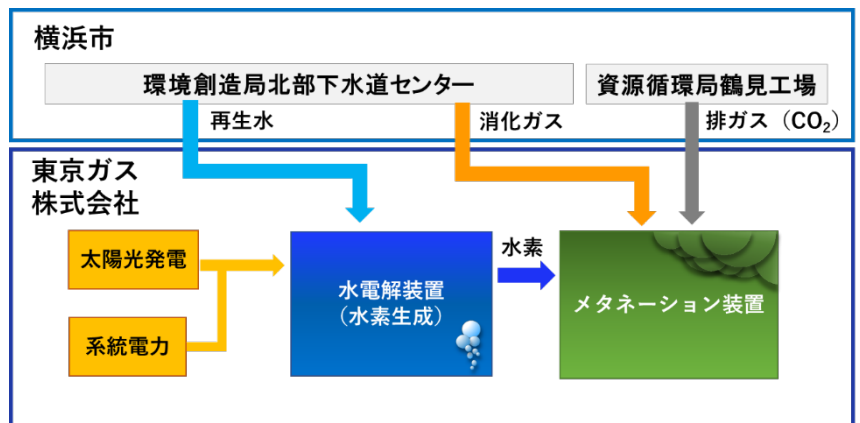
#### 実証試験の概要

本実証試験では、太陽光発電と連携した水電解装置やメタネーション装置の実力値や課題の把握、カーボンニュートラルメタン製造から利用までの一連の技術・ノウハウの獲得、さらに一層の高効率化や設備コスト低減等が期待される革新的技術開発を行います。

横浜市は、同地区内にある資源循環局鶴見工場の排ガスから分離回収したCO<sub>2</sub>（主にバイオマス由来）や、環境創造局北部下水道センターの消化ガス（下水汚泥を処理する過程で発生するバイオガス）、再生水（下水処理した水をろ過した水）などの提供によって、資源の有効利用を促進します。これにより環境面・コスト面などの有効性についても検証を行い、将来の脱炭素化へ向けて技術開発を支援します。

今後も末広地区のステークホルダーと連携し、末広地区の脱炭素化モデル地区構築に向けて取り組んでまいります。実証試験に向けた連携協定を結ぶにあたり、山中竹春横浜市長と内田高史東京ガス株式会社取締役代表執行役社長が会談を行いました。

#### ■会談の様子（令和4年1月18日（火））



（左：内田社長、右：山中市長）



（左：内田社長、右：山中市長）

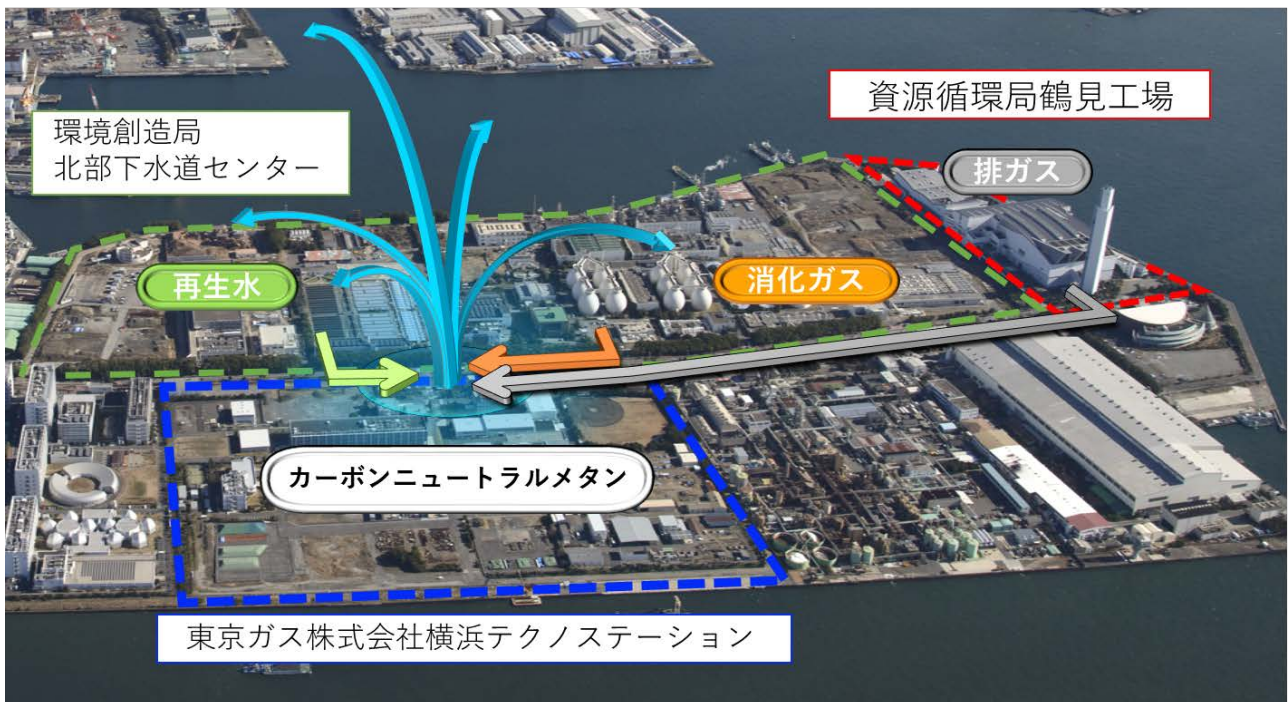
裏面あり

## 主な協定内容

- 水素、カーボンニュートラルメタン等の製造・活用に関すること
- メタネーション実証試験に必要な CO<sub>2</sub> 等原料の供給・利用に関すること

## 事業イメージ

# 末広 脱炭素化モデル地区



メタネーションにより合成されたカーボンニュートラルメタンは、利用（燃焼）によって排出される CO<sub>2</sub> と分離回収された CO<sub>2</sub> とがオフセット（相殺）されており、カーボンニュートラルメタンの利用では大気中の CO<sub>2</sub> はネットで増加しません。

※ メタネーション実証試験について

<https://www.tokyo-gas.co.jp/news/press/20210707-03.html>

### お問合せ先

#### 【協定全般に関すること】

温暖化対策統括本部プロジェクト推進課長 岡崎 修司 Tel 045-671-2636

#### 【下水道センターに関すること】

環境創造局下水道施設管理課長 大橋 洋明 Tel 045-671-3573

#### 【焼却工場に関すること】

資源循環局施設課長 生井 秀一 Tel 045-671-2527

## 地域連携による脱炭素化モデル構築に向けた連携協定書

横浜市（以下「甲」という。）及び東京瓦斯株式会社（以下「乙」という。）は、両者の公民連携による取組について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、脱炭素社会の早期実現に寄与するため、横浜市の施設及びその周辺地域での脱炭素化技術の検証を協働で推進し、日本国内における先進的な公民による脱炭素化モデルの構築に向けて連携することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に掲げる目的を達成するため、次の事項について連携する。

- （1）水素・カーボンニュートラルメタン等の製造・活用に関すること
- （2）メタネーション実証試験に必要なCO<sub>2</sub>等原料の供給・利用に関すること

2 前項に定める連携における内容や役割分担等の具体的詳細は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

### （第三者との関係）

第3条 甲及び乙は、本協定とは別に第三者との間で本協定と同様の取組を行うことができる。

### （協定の変更及び解除）

第4条 甲又は乙が、本協定の変更若しくは解除を申し出るときは、甲乙協議の上、両者の合意によりこれを行うものとする。

### （秘密保持）

第5条 甲及び乙は、連携事項の検討、実施により知り得た相手方（以下「開示者」という。）の秘密情報（開示者が秘密である旨を明示して開示した情報）を、法令の定めによる場合を除き、開示者の書面による事前承諾なしに、第三者に開示・漏洩又は本協定に定める以外の目的のために使用してはならない。

### （有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、本協定の有効期間を1年間延長し、以後も同様とする。

(協議事項)

第7条 本協定について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議して解決する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年1月18日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市  
代表者 横浜市長 山中 竹春

乙 東京都港区海岸1丁目5番地20号  
東京瓦斯株式会社  
取締役 代表執行役社長 内田 高史